

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (□□□□□)

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□□ → □□□□

# 生活苦でも差し押さえ

## 「公平性保つ手段」自治体

## 「経済状況配慮を」専門家

地方税や国民健康保険税(国保税)などを滞納した住民に対し、自治体が財産差し押さえなどの一括返還を迫る徴収が行われ、生活が困難して精神的に追い詰められているケースが出ている。「税の公平性を保つ手段」として自治体に認められている権限だが、滞納者の徴収は個々の事情に応じた柔軟な対応が求められる。専門家は「経済状況に配慮すべき」と語っている。

### 地方税などの滞納

■届いた通知書

「夫が倒れたら生きていけない。一日一日をただ生きていくだけ」。さいたま市の60代女性はずぶやいた。建設会社勤務する60代の夫と2人暮らし。手取りで約8万円だが、2010年ごろから会社の経営が悪化、一時的に給与が滞った。国保税や住民税を払えず、気が付けば延滞金を含め滞納額は300万円超になった。

今年3月、さいたま市債権回収課から「滞り事通知書」が届いた。担当者から月々18万円の支払いを迫られ、払えない場合は給与から20万円の差し押さえに同意する押印を求められた。生活状況は聴取されず、分納も認められなかった。担当者から夫の会社に連絡が行き、7月分から12万7千円が差し押さえられた。7万円の家賃を合わせて月々約20万円がなくなる。光熱



「払えない自分が悪いでも、延滞金に相談してほしかった」と語る新聞記者の滞り事通知書。1日、さいたま市で

費が払えず、毎回のように督促状が届く。給食前は冷蔵庫の中が空っぽ。女性は高血圧で服薬していたが、病院に行く回数も減っている。「病気になることも病院にも行けない。私たちが死んでも関係ないのではよか」。

同市北区の新聞配達員男性(88)も25万円の月給から8万円を差し押さえられる。妻(51)は自宅に引きこもりがちで、男性の収入だけが頼り。無年金のため、将来の不安は尽きない。

01年、上司の頼みを引き受けて滞り保証人になったことで、後に返済義務を負った。生活が困難し、国保税を滞納。月々1万2千円の分納を続けてきたが、08年に市債権回収課から一括返還が月5万円以上の支払いを求められた。

厳しい生活状況を伝えても、聞き入れられず、滞り額は約100万円に膨れ上がった。妻には「自分が倒れたら俺のことは放っておいてほしい」と話している。「払えない自分が悪いのは分かっているが、どうも血の通った対応をしてほしい」と訴えた。

■徴収の強化

市取納対策課によると、15年度の差し押さえ件数は国保税で2478件、その他の市税で6073件。5年前の約4倍で、国保税を除く15年度

### あす無料電話相談

地方税や国民健康保険税を滞りする人に対し、自治体による差し押さえ、病院に行けなくなるなど、生活が困難する実態が多々見受けられるという。2009年保納納・差押ホッパ(0120-020202)が、納世帯は全国で445万世帯から300万世帯に減少しているものの、差し押さえ件数は約18万件から約27万件と1.5倍増加している。担当弁護士は「困っている方は気軽に相談してほしい」と話し、直入を要する。

同ネットワークによれば、自治体による差し押さえ、病院に行けなくなるなど、生活が困難する実態が多々見受けられるという。「行き過ぎた取り立てで生活が破綻し、生存権が守られていない。生活が困難している人に対しては画一的な方法ではなく、自治体は福祉とつながる役割を持つべき」と疑問視する。

「住民税の課税世帯でも厳しい生活を送っている人が増えている」。地方税制に詳しい埼玉大学大学院の高橋正幸准教授は貧困世帯が増加している現状を指摘する。その上で、「ルール上、自治体が税を徴収せざるを得ないのも事実だが、個々の経済状況にも当然配慮すべき。根本的な問題は困窮世帯に対する社会保障が機能してない」と話した。

徴収率は86.7%になった。回課は「財産を調査した上で、法に基づき対応をしている」と回答。中には、資産があるにもかかわらず税金を納めない悪質なケースもあるという。「苦しいながらも税を納めている人もおり、税の公平性を保つための手段として差し押さえを行っている」とした。

自治体による徴収が強化された背景の一つが、07年度に実施された国から地方への税源移譲。徴収率がすくなく財政に影響するようになったため、さいたま市以外でも全国の各自治体が徴収に躍起になった。しかし、病気や失業などで払えない状況に陥る場合も、総務省は「滞り者の個別具体的な事情を十分に把握した上で、適正な執行に務めてほしい」としている。

## 給与の差押に関する承諾書

平成 年 月 日

さいたま市長 様

住所

氏名

私は、下記の会社に対して有する平成28年3月以降分の給料(扶養手当、時間外手当、宿直手当等を含む)支払請求権を差し押えられることについて異議なく、毎月の給料のうち、月額200,000円の額を滞納金額に満つるまで差押えを受けることを承諾します。

(会社住所)

(会社名)